

校則について

東郷高校のスクールポリシーをもとに制定されています。下記のスクールポリシーを理解し、自分で考えて行動できるようにしてください。

- 基本的な知識・技能とその活用能力を身に付け、生涯にわたり主体的に粘り強く学び続け、向上しようとすることができる人
- 多様な価値観を受け入れて他者を尊重し、持続可能な社会に向けて協働的に取り組むことのできる人
- 校訓「さとく・ゆたかに・たくましく」のもと、「知・徳・体」の調和がとれ、社会の変化に柔軟に対応し、社会に貢献できる人

<よくある質問>

○ 登下校についての校則

公共交通機関及び自転車、徒歩で通学してください。(学校周辺の渋滞や近隣住民、近隣店舗からの苦情が多く寄せられるため送迎は禁止)なお、特別な事情がある場合は相談の上、校舎内駐車場に停めてください。

登下校中のイヤホンの利用については、自転車、徒歩ともに危険察知能力が低下することが懸念されますので、安全上禁止としています。

Q 送迎が許可される特別な理由とは何ですか？

A ケガ等で自力での通学が困難な場合等を想定しています。

Q 自転車はどんな自転車でもいいですか？

A 自転車保険に加入した自転車で、自立スタンドと泥除けがついていれば、どのようなタイプの自転車でも構いません。安全性を損なうような改造をした自転車は禁止です。なお、ヘルメットの着用については道路交通法改正により努力義務となっています。ヘルメットの形状や色に指定は一切ありません。できる限り着用してください。保護者による自転車点検表提出後に指定のステッカーを自転車の後輪泥除け部に貼付けてください。

○ 制服の着用に関する校則

本校指定の制服を着用して登校してください。(スラックスを着用の際はベルトを使用)学校行事や休日の部活動等は別に定めます。

Q 時期による制服の指定はありますか？

A 各自の判断によって本校指定の冬服、夏服、セーター、ベストを組み合わせで登校してください。冬季のコート類については各自で用意した市販のものを着用してください。ただし、コート類についてトレーナーやパーカーは含みません。

※式典時は制服を指定する場合があります。

Q コート類にトレーナーやパーカーが含まれないのはなぜですか？

A 冬季に通常一番上に着用するものをコート類と考えています。トレーナーやパーカーで対応できる寒さであれば、学校指定のベストやセーター、ジャケットで対応可能と考えています。

Q スカート丈に関する校則はありますか？

A 各制服販売店で膝頭の範囲内で販売していただいています。スカート丈を折り曲げたりする事は禁止としています。買った状態で着こなしてください。成長等の理由でスカート丈が短くなった事によって再度購入を促したりすることはありません。

Q 靴や靴下、通学鞆等に校則はありますか？

A 靴は運動靴や革靴(ローファータイプ)、靴下に長さや色の指定はありませんが、あまりに華美であった場合は声をかけさせてもらう場合があります。通学鞆にも色等の指定はありません。下校時に暗くなっても目立つ加工がされていたり、雨天時を想定して防水性に優れているものを推奨しています。

○ 学校生活についての校則

高校生として授業や学校行事、部活動に専念してください。

Q スマートフォンの利用についてはどうなっていますか？

A 朝の ST 予鈴(8:35)までと4限終了後から昼休み終了の予鈴までは自由に利用することができます。ただし、イヤホンを利用する等、周囲の状況に応じてマナーを守ってください。また、校内の自動販売機等を利用する際に必要な決済アプリ等はいつでも使用することができます。

Q 昼休み以外の休み時間や、授業後に利用できないのはなぜですか？

A 授業時間内の休み時間は、次の授業への準備時間であり、スマートフォンを利用していると授業準備が十分できないと考えています。また、授業後は部活動や補習に積極的に参加することを推奨しています。

※利用が制限されている時間帯でも、教員の許可を得ればいつでも利用ができます。

Q 頭髪等の身だしなみに関する校則はどうなっていますか？

A 髪の長さの基準は一切設けていません。ただし、特定の授業において安全・衛生上の観点から髪を結ぶように指導することがあります。また、染色・脱色・パーマは禁止としていますが、白髪染めや縮毛矯正については注意事項を伝えた上で許可していますので一度相談をしてください。

Q 整髪料等はつけてもいいのですか？

A 登校前に身だしなみを整えるために利用するものであれば構いません。ただし、学校内で再度利用することや周囲の人が気になるような匂いのあるものは控えてください。

Q 化粧・ピアス等の装飾品についてはどうなっていますか？

A 個人的な事情や信条によって必要な場合は一度相談をしてください。

○ 運転免許についての校則

在学中の運転免許取得は認めていません。(就職内定者は別途定めています)

Q 16歳以上で原付や自動二輪の免許取得ができるのに、なぜ取得してはいけないのですか？

A 愛知県の公立学校では、警察やPTAと連携し、「免許を取らない」「買わない」「乗らない」「乗せてもらわない」の四ない運動を推進しているからです。

校則の改訂手続きについて

- (1) 生徒議会又はPTA 理事会は、校則の変更(追加、改正又は廃止)について、生徒指導部に対し、校則の変更を求めることができる。
- (2) 生徒指導部は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教職員から意見を聴取、必要な試行期間を設定し、校則調整委員会及び校則検討委員会でその内容を議論する。
- (3) 校長は生徒や保護者、教職員からの意見や校則調整委員会及び校則検討委員会での議論、本校の実態を踏まえ、校則の変更について決定する。